

事 務 連 絡

平成22年6月10日

都道府県労働局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

労災保険審理室長補佐

外ぼうに係る醜状障害の取扱いについて

標記については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1障害等級表（以下「障害等級表」という。）及び障害等級認定基準に基づき、障害等級を定めて処分しているところである。

先般、男性の外ぼうの著しい醜状の等級に関する処分の当否が争われた行政事件訴訟において、障害等級表における外ぼうの著しい醜状に関して、男女に5級の差を設けていることは違憲であるとし、当該処分を取り消すとの判決を行った。

国はこの判決について上訴を行わなかったことから、本判決が確定したところである。（別紙参照）

この判決を受けて、外ぼうの醜状障害の障害等級に関する障害等級表の規定等について、見直しに向けた検討を行うこととしているが、当分の間の措置として、外ぼうに係る醜状障害について、下記のとおり取り扱うこととしたので、これに留意の上、今後の運用に適正を期されたい。

記

1 男性の外ぼうの醜状障害の取扱いについて

上記判決にかかわらず、男性の外ぼうの醜状障害に係る障害等級の認定を行う場合については、現行の障害等級表に基づき障害等級を認定すること。

また、審査請求の決定についても同様の取扱いとすること。

2. 請求人に対する説明

上記1の取扱いを行った上で、男性の外ぼうの醜状障害に係る請求人に対しては、現在、本省において外ぼうの醜状障害に係る障害等級の見直しが検討されており、当該検討結果によっては、認定された障害等級よりも高い障害等級に変更される可能性があり、その際は別途連絡する旨を懇切・丁寧に説明すること。

3 男性の外ぼうの醜状障害に係る既認定事案の取扱いについて

男性の外ぼうの醜状障害に関し、既に認定を行った事案に係る調査復命書等については、別途指示があるまで、文書保存年限が満了した場合も継続して保存すること。

また、その場合、当該文書の保管場所の明確化を図り、当該文書を容易に識別、利用できるよう配慮すること。